

地球温暖化対策を推進するための

森林整備等に係る財源の確保を求める意見書

森林には、木材を供給するという役割のみならず、地球温暖化の防止や国土の保全など国民生活に欠かせない多くの役割があり、特に、地球温暖化の防止に関しては、森林の整備そのものがCO₂の吸収源対策として大きな役割を担っている。

このような中、国は税制による地球温暖化対策を強化する観点から、「地球温暖化対策のための税」を本年10月から導入したところである。しかしながら、その用途は、地球温暖化対策の一つである排出抑制施策に限定され、もう一つの大きな柱である森林吸収源対策には全く充てることができない仕組みとなっている。

地域経済が疲弊している中、必要な財源を確保し、森林と路網の整備を適切に実施するとともに、木材の利用さらには木質バイオマスなど再生可能エネルギーの利用を促進することで、森林・林業が再生し、ひいては地域経済の活性化と雇用の確保が可能となる。そのため、国全体で地球温暖化問題を真剣に取り上げ、森林吸収源対策を強力に推進していく必要がある。

このようなことから、平成25年度の政府予算編成において、下記事項の実現について強く要望する。

記

1 地球温暖化対策を着実に進める観点から、「地球温暖化対策のための税」の用途に森林吸収源対策を位置づけ、森林・林業・木材産業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を確保し、森林県に対して重点的に分配するための措置を講じること。

2 上記1の財源によって、再生可能エネルギー源としての木質バイオマスや住宅分野における建築用材など木材の利用によるCO₂排出抑制対策、質の高い木材加工の施設導入、木材・木質バイオマス利用技術の開発などへの支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成24年12月5日

島根県議会

竹島の領有権に係る国際司法裁判所への単独提訴を求める意見書

本年8月10日の李明博韓国大統領の竹島不法上陸の暴挙に対して、政府は竹島問題の解決のために、国際司法裁判所への提訴を表明し、韓国に対して国際司法裁判所への共同付託提案を行った。

この日本政府からの提案に対して韓国が拒否した際に発表された外務大臣談話によれば「我が国政府としては、引き続き、竹島問題について法にのっとり、冷静かつ平和的に紛争を解決するため、国際司法裁判所への我が国単独での付託を含め、適切な手段を講じていく考えです。」と表明しているが、未だ単独提訴には至っていない。

この提訴は日本の正当性を国際社会に知らしめる有効な手段であり、これを先送りすることは韓国をはじめ国際社会に対して、日本は本気で竹島領有権を主張するつもりは無いと誤ったメッセージを送ることにもなりかねない。

また、報道によれば竹島や尖閣諸島に関して、本県をはじめ37道府県の議会で政府への毅然とした外交姿勢を求める決議、意見書が可決され、地方から強い意思表示がなされている。

更に、先の全国知事会で本県の溝口知事は、外務大臣に単独提訴を強く要望したところである。

それにもかかわらず、政府は積極的な姿勢を示さないままであり誠に遺憾である。

よって、国においては、竹島領有権について国際司法裁判所への単独提訴を速やかに行うよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成24年12月14日

島根県議会